

報告者：曾雌（浅草ほうらい）

令和7年度 第2回 台東区障害者地域自立支援協議会(相談支援部会)報告

1 開催日

【定例会】：毎月第2水曜日 13:30～15:00
5/14、6/11、7/9、8/6（計4回）

【連絡会】：3ヵ月に1回 定例会前 13:30～14:30
5/14、8/6（計2回）

2 相談支援部会 定例会 検討した内容

（1）地域生活支援拠点の拠点コーディネーターの配置について

- ・令和8年度に区内3法人に地域生活支援拠点の拠点コーディネーターを配置する。
- ・緊急対応の相談目的は、主に緊急時の受け入れ先確保。短期入所同士で協力調整する体制をつくる。

（2）包括的な支援体制について

- ・福祉課より事業の説明を受ける。

様々な機関に跨り解決が難しくなった場合に、それぞれの機関に対しコーディネートを行う。

（3）ペイシェント・ハラスメントについて

- ・例えば、区で心理療法士を設置した場合の想定についての意見交換を行った。

- ・連絡会にて、家族からのペイシェント・ハラスメントについて事例の提供があった。

内容は利用者家族がヘルパーに対して求める質が高く、それに合致した事業所が見つからない。クレーム対応が多く、相談支援としてもフォローが難しい。

→「事業所と契約しているのは本人であり、本人の意向と異なるご家族の口出しも過度であれば虐待となりえるのではないか。」「場合によっては他の相談支援事業所の利用も提案してはどうか。」と意見があがった。

（4）令和7年度のテーマ「新規計画相談への介入について」

- ・台東区内の基幹相談支援についての現状の確認。
- ・部会内での意見集約をしつつ、新規の介入相談についてフロー化し、共有した。

(5) 就労選択支援について

- ・就労支援室の区内事業所との意見交換会に参加。

昨年度モデル事業として取り組んできた埼玉県東松山障害者就労支援センター代表理事からの説明を聴講した。

(6) 介護保険について(勉強会テーマ)

- ・相談支援事業所に9月中に取ったアンケートをもとに、具体的な勉強会での質問内容を決めていく。台東区介護保険課による講義予定。
- ・地域包括との交流会は令和7年12月に実施予定。

3 相談部会 連絡会

相談支援実績報告(令和7年5月、8月)

5月の連絡会より報告様式を統一化したことで、検討したい内容を明確化することが出来た。

【ケース1】

◎20代男性 知的、身体障害・区分6

(利用しているサービス等)共同生活援助・生活介護(週5日)・移動支援(月 25H)

(課題)移動支援による、短期入所送迎

対象者は吸引器・呼吸器を自身で扱えるが、医療ケアにあたるため、近隣県の短期入所施設を利用。しかし、移動支援のサービス提供時間は、ヘルパーと本人が一緒にいる時間のみが対象となるため、現状では、積極的に送迎に介入してくれる事業者を見つけるのに苦戦している。

(提案・要望)

移動支援の制度において、短期入所への送迎時、本人とヘルパーと一緒にいない時間(例:片道移動)も給付対象とできないか。

介護タクシーの利用も提案があったが、タクシー券は別の用途で使用しており、片道1時間以上かかる。

【ケース2】

◎50代男性 知的、身体障害、ダウン症・区分6

(利用しているサービス等)共同生活援助・生活介護(週5日)・移動支援(月 25H)

(課題)加齢による心身の変化についてとその対応

加齢とともに行動の停止や不安定な言動、時間・曜日の感覚の薄れや睡眠の乱れが目立つようになり、通所サービスへの通所が難しくなっている。

(提案・要望)

住まいと生活介護が一体となっている入所施設が適しているのではないかと意見もあがるが、区内に入所施設は1か所しかない。

→関わる事業所で支援者会議を開催し、お互いの支援の情報を共有できた。今後、送迎に苦慮が発生した場合は相談をすることとなった。

【ケース3】

◎60代女性 精神障害・区分4

(利用しているサービス等)就労継続支援B型(週4回)、居宅介護(身体介護・家事援助)、訪問看護

(課題)一人暮らしの障害者の生活のサポート

一度、成年後見制度については社会福祉協議会に相談に行ったが、判断能力があると言われてしまった。支援範囲外の支援が多く、支援者で話し合いながら、制度外の部分を担っている。

(提案・要望)

なぜ利用できないのか、どうすれば利用できるのかを相談し、解決の糸口を探るアプローチについて提案があった。

→7月の相談支援部会に、台東区社会福祉協議会を招き『あんしん台東』のサービス(地域福祉権利擁護事業と成年後見制度)について説明を受けた。

【ケース4】

◎10代男性 知的障害、行動障害・区分5

(利用しているサービス)共同生活援助

(課題)行動障害がある場合の卒業直後に生活の場を確保

高校3年生の時に入所施設を検討していたが、3月末に施設利用不可と判断された。

並行して検討していた生活介護も、直前では行動障害を理由に受け入れ困難となり、4月時点で進路未定(路頭に迷う状況)となった。

(提案・要望)

施設探しと並行して、早期から服薬調整に取り組む必要性もあるだろう。

【ケース5】

◎10代女性 知的障害・区分4

(利用しているサービス等)放課後等デイサービス、移動支援、通学支援、訪問看護

(課題)突発的に他害行動がある障害児の卒業後の支援

卒業後に生活介護の利用希望があるが、受け入れてくれる事業所があるのか両親や関係者は心配である。

過去、通学支援を利用していたが、他害の前兆がわからず、通学支援が中断となった。その為、現在は両親が交代で学校までの送迎を行っている。

入院での服薬調整は行ったが、マンツーマン対応であれば落ち着いている為、“合う薬がない”と言われている。

(提案・要望)

障害支援区分の判定を再度受けてはどうか。

作業を行う、何かやることがあれば落ち着けるようであれば、他害のリスクがあるため、送迎車の利用が難しい生活介護以外にも就労Bの進路も検討してはどうか。他害があるというだけで、就労Bが受け入れできないということはない。本人の特性の再確認をしてはどうか。

【ケース6】

◎30代女性 身体、精神障害・区分3

(利用しているサービス)居宅介護(家事援助)、訪問看護、訪問リハビリ、ベビーシッター(必要に応じて利用)

(課題)障害者の育児支援に対する理解と、柔軟に対応できる居宅介護体制の不足

18 時以降に対応可能な居宅介護事業所が台東区内に少ない。ヘルパー自身も子育て経験はあるものの高齢の方が多く、園へのお迎えや入浴介助の対応が難しいとの意見がある。

そもそも、障害者の育児に対する支援を身体介護として認識できる仕組みに検討が必要。

(提案・要望)

専門性の違いについて整理する必要がある。こども家庭支援センターと障害福祉のサービス事業所の専門性は当然ながら異なる。その上で他者の子どもを支援した際に万一の事故も発生させるわけにはいかないので、それぞれ専門性を有した事業所が連携しサービス提供がされると良いだろう。

4 今後のスケジュール

・令和7年度の勉強会(令和8年2月予定)は介護保険をテーマで実施予定。

・拠点コーディネーターの配置は令和8年度より開始予定。